（勤務の意思の確認）

第七条　任命権者は、法附則第九条の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

２　勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

一　引き続き常時勤務を要する官職を占める職員として勤務する意思

二　年齢六十年等に達する日以後の退職の意思

三　定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向

四　その他任命権者が必要と認める事項

（雑則）

第八条　この規則に定めるもののほか、情報の提供及び勤務の意思の確認の実施に関し必要な事項は、人事院が定める。

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年二月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―七九

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則

（定義）

第一条　この規則において、「次の表により改正する」とは、次条から第四十二条までの表の各欄に掲げる規定を、当該規定若しくはその標記部分に付した傍線又は当該規定を囲んだ破線により改正することをいう。

２　次条から第四十二条までの表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。

二　改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この号において同じ。）の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。

三　改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

四　改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削ること。

五　改正後欄に掲げる標記部分に傍線を付した別表で改正前欄にこれに対応する別表を掲げていないものは、これを加えること。

（人事院規則一―四の一部改正）

第二条　人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
1～112　（略）	1～112　（略）
113　規則一一―九は、廃止する。（令和五年四月一日施行）	（新設）

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）	**別表**　人事管理文書の保存期間（第三条関係）
一　（略）	一　（略）